



発行 東京都

目次

告示

○不健全図書類の指定……………一
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一

○特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一

○宅地建物取引業法による行政処分(二件)……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二

○建築基準法による道路位置の指定……………三
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更(二件)……………四
……………(環境局都市地球環境部給量削減課)……………四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………四
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

告示(公)

○警察署協議会委員の委嘱……………六

○技能検定員審査の実施……………六

○教習指導員審査の実施……………七

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件)……………八

告示(交)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………九

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一〇

○土地区画整理事業の使用収益停止通知書の送付に代える公告……………二
……………(都市整備局第一区画整理事務所換地課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………四
……………(同)……………四

告 示

●東京都告示第千三百三十七号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。
平成二十三年九月十六日
東京都知事 石 原 慎太郎

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四〇八七	雑誌	レイニス小説クイーン 小説アサヒ9月号増刊	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四〇八八	同右	ウォーコミックス⑭ ニッポン全国怪しい	同右

場所ぜんぶ行ってヤッてきました。

五二二四一四 株式会社サン出版

四〇八九 同右

BE×BOY COM 同右
ICS 先輩の水着
五四七六六一一四
リブレ出版株式会社

●東京都告示第千三百三十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計)の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一條第二項の規定により告示する。
平成二十三年九月十六日
東京都知事 石 原 慎太郎

一 検査地域 墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江川区

二 検査期日 平成二十三年十月十七日から同月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

三 検査場所 特定計量器(皮革面積計)の所在の場所

●東京都告示第千三百三十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十三年八月二十一日	福生市武蔵野台一丁目二十番一
		延長 一〇・〇五
		幅員 四・〇〇

●東京都告示第千三百四十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 登録番号 九
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
都内外削減量
旧特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 KPMGあずさサステナビリティ株式会社
- 四 代表者氏名 代表取締役 魚住 隆太

五 営業所名称

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 東京事務所

六 変更前の営業所所在地

新宿区津久戸町一番二号

七 変更後の営業所所在地

千代田区大手町一丁目七番二号 東京サンケイビル

八 変更年月日

平成二十三年七月十一日

●東京都告示第千三百四十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 登録番号 十一
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
その他ガス削減量
優良事業所基準(第二区分)
旧特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 財団法人建材試験センター
- 四 代表者氏名 理事 長田 直俊
- 五 営業所名称 財団法人建材試験センター
- 六 変更前の営業所所在地 中央区日本橋茅場町二丁目九番八号
- 七 変更後の営業所所在地 中央区日本橋堀留町二丁目八番四号
- 八 変更年月日 平成二十三年七月十八日

●東京都告示第千三百四十五号

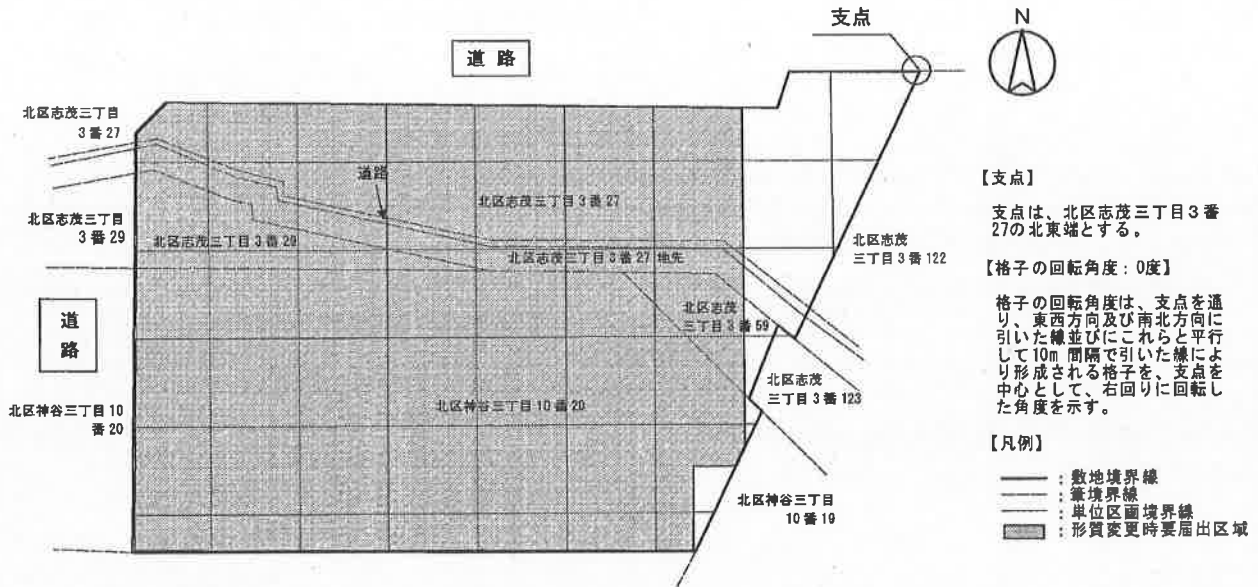
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区神谷三丁目及び同区志茂三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



東京都告示第千三百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

平成25年5月13日 指定区域の一部変更※

※ 形質変更時要届出区域の一部を土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に変更

